

第9回人権賞 受賞者 近藤 恒夫

【受賞理由】

近藤氏自ら覚醒剤中毒に陥り、1980年覚せい剤取締法違反で懲役1年6か月、4年間の保護観察付執行猶予判決を受けた。1年後、東京に「薬物依存リハビリテーションセンター」を設立。その後全国にも拠点を設け、薬物依存者の回復と社会復帰を支援するかたわら刑務所・精神保健センター・保護観察所等での積極的な啓発活動に対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

薬物依存者のための施設及び組織がまったくなかった。1980年11月26日に判決。執行猶予4年、保護観察付きで社会に戻されたが、どこへ行って何をするのか、これから先何をめざすのか、また、どんな生き方をするのか途方にくれていた。幸いに、アメリカ人宣教師との出会いで、アメリカでは、「薬物依存」を病気と考え、これからの回復施設が3600もあるといわれ、日本にもそんな治療共同体が必要と思い、1986年荒川区内に東京ダルクを創設した。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

海外のいろいろな施設を見学したりレクチャーを受講したが、一様に「NINBYシンドローム」という言葉が返ってきた。「ニンバイ」とは、(NOT IN MY BACKYARD)の略である。社会全体が薬物依存は悪と考えているため、施設をつくる時には住民の反対が厳しいもの当然だが、犯罪者を作り出した数だけ犯罪者が増えてしまうのも必然だ。日本の地域社会は自己防衛と排除論理だけが強く、いつも悲しい思いだけが続いている。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

人権賞をいただいたことで良かったことは、法曹界の方々とお会いすることが多かったこと。特に、地裁や家裁の調査官や保護観察官とのネット・ワークが重要な時代になってきており、刑事政策の先生方からの情報や指導を受けられるようになったことは大きい。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

受賞時、ダルクの数は7か所、現在24か所に増えた。長野県の施設は野菜づくりも始めている。沖縄の施設は琉球国祭り太鼓を地域社会の中で活用し、ボランティアで学校や老人福祉のセレモニーに参加している。国家的支援や経済基盤のないダルクは、学校（小中学校）の保険講和や体験談を通して予防教育に大きな成果を上げている。ヌアパリ（NPO法人）がダルクを支援する側になって、再犯防止のプログラムを行っている。

Q 5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

日本では第1次予防としての「ダメ絶対活動」が毎年キャンペーンを行っている。厚生省も同時に取締りに力を入れているが、プラスとマイナスを一緒にやることでそこには重要な再発予防という考え方がないのである。問題なのは、供給を少なくすることではなく、需要を少なくすることに力を入れておらず、将来アメリカのように2000万人を上回る薬物関連問題が発生すると思われること。法廷における裁判は、薬物事犯に関してはドラッグ・コートのような独自の考え方を導入すべき時期にきており、現状の反省裁判・弁護は止めるべきである。

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに聞かせてください。

薬物依存者が良くなるという発想がないのは、回復者が出ないということである。どんな依存者でも良くなる権利がある。私は刑務所を毎週訪ねており、それも民間協力者という立場で再犯のもっとも多いB級刑務所を訪ねるのだが、彼らが同じことを犯してしまうのは、刑務所の中に本当に生きたプログラムが皆無だからである。グッド・サジェッションは何の役にも立たない。「覚醒剤は体に良くない」「親兄弟を泣かす」「命を失う」「仕事もできない」「親の死に目に会えない」「妄想で分裂精神病になってしまう」といった説教はいやという程聞かされてもまた刑務所に戻ってくる（5割以上）。

大切なのはグッド・ニュースである。再生の希望がなければ受刑者の心は開くことはない。人権賞は私にとっての名誉ではなく、薬物依存者の回復と再生をメッセージとして伝え続けてゆくことである。出所者が「胸を張って」「ウソをつかなくても履歴書を書ける」そんな仕事場を地域の中につくっていく。